

# チャレンジ資金

## 1 目的

この資金は、市内において新たに開業しようとする者等に対し、必要な運転資金や設備資金を融資することにより、起業化の促進および産業の活性化を図ることを目的とする。

## 2 融資対象

この資金の融資の対象となる者は、函館商工会議所が事業計画等に妥当性があると判断する者で、次に掲げるものとする。

- (1) 市内において、2か月以内に新たに中小企業である会社を設立して事業を開始する個人もしくは会社または1か月以内に新たに事業を開始する市内に住所を有する個人。
- (2) 市内において、事業を開始している中小企業である会社、協同組合等または市内に住所を有する個人で、事業開始後1年未満のもの。

## 3 融資条件

この資金の融資条件は、次のとおりとする。

- (1) 資金使途、融資限度額、融資期間および融資利率

資金使途	融資限度額	融資期間（うち据置）	融資利率
運転資金	2,000万円	10年以内 (2年以内)	別に定める。
設備資金			

※ただし、融資限度額は、2(1)に該当する者で保証協会の保証を付けない場合については、開業に要する資金等の70%以内の額とする。

※中心市街地での開業については、融資利率が優遇される。

- (2) 返済方法 原則として均等分割月賦返済とする。
- (3) 信用保証 必要により保証協会の保証を付けることがある。
- (4) 担保および保証人 取扱金融機関の定めるところによる。ただし、保証協会の保証を付ける場合は、保証協会の定めるところによる。

## 4 融資および償還状況の報告

金融機関は、融資の実行と同時に、この資金の融資の状況について融資実行報告書（様式3）および資金返済予定表により函館商工会議所に報告するものとし、繰上償還、条件変更等資金返済予定に変更があった場合には償還状況報告書（様式4）により函館商工会議所に報告するものとする。

## 【 取 扱 細 目 】

### 1 申込必要書類

- (1) 申込書（様式1）
- (2) 新規開業等事業計画書（様式5）
- (3) 資格，許可，認可，免許および届出などを必要とする業種にあつては，その  
証明書の写し又は取得見込みを証する書類
- (4) 見積書
- (5) 設備等の図面
- (6) 土地を融資対象とする場合土地売買契約の写し
- (7) 建築確認申請が必要な場合 建築確認申請書・確認済証の写し
- (8) 現況写真
- (9) 会社または協同組合等の場合 会社または協同組合等の登記事項証明書  
(コピー不可，発行後3ヶ月以内のもの)
- (10) 個人の場合 住民票（本人のみのもの）  
(コピー不可，発行後3ヶ月以内のもの)
- (11) 納税証明書（コピー不可，発行後3ヶ月以内のもの）
- (12) その他函館商工会議所が特に必要と認めるもの

### 2 中心市街地での開業

3（1）に規定する中心市街地は，別図のとおりとする。

なお，中心市街地内で事業を行うことが確認できる書類を，申込書類に添付すること。

別図 中心市街地の地域および地区

函館駅前・大門地区





# 函館駅前・大門地区と本町・五稜郭・梁川地区を結ぶ地区



# 本町・五稜郭・梁川地区



地理院タイルを加工して作成